

令和8年度新入生 保護者説明会資料



学校教育目標

考える人
思いやりのある人
たくましい人

令和8年1月23日（金）
14時15分～

次第

- | | | |
|-------------|----------|----------|
| 1 学校長あいさつ | 2 学習について | 3 生活について |
| 4 部活動について | 5 保健について | 6 給食について |
| 7 学校納付金について | 8 諸連絡 | 9 質疑応答 |

志木市立志木中学校

〒353-0007 埼玉県志木市柏町3丁目2番2号

TEL 048 (471) 0143

FAX 048 (474) 6592

＜資料目次＞ ページ

1	志木中学校グランドデザイン	1
2	学校の概要	2
3	学習について	3
4	生活について	4-6
5	生徒会について	7
6	部活動について	8,9
7	保健について	10-13
8	給食について	14-17
9	就学援助についてのお知らせ	18-23
10	特別支援教育就学奨励費のお知らせ	24,25
11	新入生体験入学のご案内	26
12	入学式のご案内	27
13	P T A活動について	28
14	個人情報の取り扱い	29

＜回答・提出いただくもの＞ ※は該当者のみ 締切日

- 新入学生徒個票 (Google Forms) 2月12日 (木)
- 自動払利用申込書 (持参または郵送) 2月27日 (金)
- 学校給食申込書 (Google Forms) 2月27日 (金)
- ※学校生活管理指導表 (本日配布) 2月27日 (金)
- ※就学援助申請 (書類もしくは電子) 3月2日 (月) ~ 4月30日 (木)

志木市立志木中学校グラウンドデザイン

令和7年度

- 教育基本法・学校教育法
- 学習指導要領・他関係法規
- 埼玉県教育行政重点施策
- 志木市教育行政重点施策

目指す学校像 「信頼される学校に」

～生徒・保護者・地域の期待に～

学校教育目標

考える人

元気なあいさつ・返事

- ・気持ちの良いあいさつを生徒・教職員・保護者・地域全体で
- ・元気な返事の励行

地域を大事に

- ・コミュニティ・スクールの運営
- ・さくら連絡網などでの情報発信
- ・地域行事への積極的な参加

思いやりのある人

学力向上『力をつける』

- ・生徒にとってわかる授業
- ・進路選択ができる学力の保証とキャリア教育
- ・ICTを活用した指導の展開
- ・やり直し、学び直しの学習機会

豊かな人間性の涵養『心を磨く』

- ・気持ちの良いあいさつの励行
- ・生徒と教師の信頼関係の重視
- ・生徒の人権を大切にし、心に寄り添う

たくましい人

体力向上『健康で逞しい体に』

- ・体育授業での運動量の確保
- ・保健・安全・給食指導の充実
- ・効率重視した運動部活動の実施

志木市立志木中学校

生徒数 659名 R7.4.1現在

1学年 225名 6学級

2学年 213名 6学級

3学年 205名 6学級

特別支援 16名 3学級

チーム志木中

- ・報告・連絡・相談・見届けの徹底
- ・教育相談、特別支援教育の充実
- ・全教職員で一人ひとりの生徒を見る
- ・風通しの良い職場づくり

小中一貫教育スタート

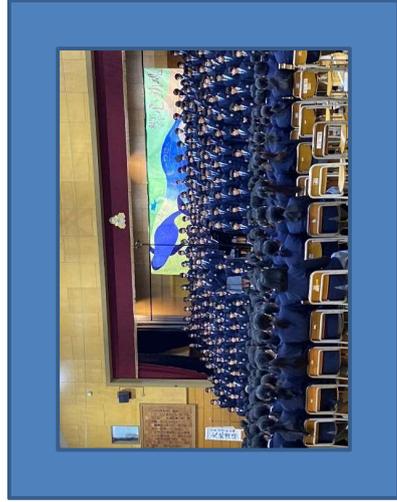
- ・令和7年度9カ年のカリキュラムの作成に基づいた実施
- ・志木中学区の小学校との連携
- ・合同研修会の実施
- ・乗り入れ授業
- ・英語・数学・音楽

働き方改革の推進

- ・週時程の工夫
- ・部活動方針に基づいた実施
- ・働き方改革基本方針に基づいた勤務時間の改善

【志木中の輝き】

挨拶 清掃 歌声 返事、言葉づかい



学校の概要

1 生徒数・学級数（令和8年1月8日現在）

クラス	1学年	2学年	3学年	特別支援学級
1組	38	34	34	4
2組	38	36	34	6
3組	37	35	35	7
4組	38	36	34	
5組	37	35	34	
6組	37	36	34	
計	225	212	205	17
総計	659			

2 職員数（令和7年度）

校長	1	栄養士	1	巡回特支支援員	1
教頭	1	コネクト支援教員	1	学校教育推進員	1
主幹教諭	1	学校事務員	1	A L T	3
教諭	31	学校用務員	1	スクールサポートスタッフ	1
講師	3	支援員	6	スクールカウンセラー	1
養護教諭	1	相談員	2	スクールソーシャルワーカー	1
事務主事	2	学校図書員	1	合計	61

3 主な年間行事（令和8年度予定） →後日学校ホームページに掲載予定です。

4月	始業式 入学式 新入生歓迎会 保護者会	10月	開校記念日 新人体育大会 中間テスト 地区駅伝大会 合唱祭
5月	体育祭 中間テスト	11月	学校公開日 面談期間 市内音楽会 期末テスト
6月	教育相談週間 生徒総会 学校総合体育大会	12月	保護者会 終業式 冬季休業日
7月	期末テスト 保護者会 避難訓練 終業式 夏季休業日 三者面談	1月	冬季休業日 始業式 新入生保護者説明会
8月	夏季休業日 始業式 小中合同引き渡し訓練	2月	1年スキー林間学校 2年校外学習 公立高校入試 期末テスト
9月	英語弁論大会 生徒会役員選挙 3年修学旅行 新人体育大会	3月	3年生を送る会 卒業証書授与式 新入生体験入学 保護者会 修了式

4 生徒数の推移

年度	生徒数	年度	生徒数	年度	生徒数
昭和22年	253	平成元年	754	29	532
25	371	5	564	30	520
30	485	10	556	令和元年	540
35	698	15	545	2	568
40	875	20	699	3	571
45	1056	25	629	4	571
50	688	26	610	5	585
55	805	27	601	6	634
60	850	28	565	7	660

学習について

変化が激しく多様な価値観がある社会の中においては、自ら考え、判断し、表現(実践)する力が求められています。志木中学校では、「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業の展開と生徒の学ぶ意欲の向上」を学力向上目標として各教科で取り組んでいます。自分の良さや可能性を認識し、仲間と学び合い、認め合い、高め合える生徒の育成を目指して、道徳、学級活動、総合的な学習の時間、学校行事等の学校生活全般において指導・助言を行っています。

(1) 各学年各教科の週あたりの授業時間数

	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術家庭	英語	道徳	学活	総合的な学習	合計
1学年	4	3	4	3	前期 1.5	前期 1.5	3	2	4	1	前期 0.5	前期 0.5	28
					後期 1	後期 1					後期 1	後期 1	
2学年	4	3	3	4	1	1	3	2	4	1	1	1	28
3学年	3	4	4	4	1	1	3	1	4	1	1	1	28

※1単位時間は50分です。

※この他に、学校行事(儀式的行事、学芸的行事、健康安全・体育的行事、旅行・集団宿泊的行事、勤労生産的行事、奉仕活動)や生徒会活動など、自主性、主体性などを育てる活動等があります。

(2) 日課表

月・水曜日(5時間授業)	
登校	8:20
朝読書	8:25 ~ 8:30
朝の会	8:30 ~ 8:40
第1校時	8:45 ~ 9:35
第2校時	9:45 ~ 10:35
第3校時	10:45 ~ 11:35
第4校時	11:45 ~ 12:35
給食	12:35 ~ 13:10
昼休み	13:10 ~ 13:25
第5校時	13:30 ~ 14:20
清掃	14:20 ~ 14:35
帰りの会	14:40 ~ 14:45

火・木曜日(6時間授業)		金曜日(6時間授業)	
登校	8:20		
朝読書	8:25 ~ 8:30		
朝の会	8:30 ~ 8:40		
第1校時	8:45 ~ 9:35		
第2校時	9:45 ~ 10:35		
第3校時	10:45 ~ 11:35		
第4校時	11:45 ~ 12:35		
給食	12:35 ~ 13:10		
昼休み	13:10 ~ 13:25		
第5校時	13:30 ~ 14:20		
第6校時	14:30 ~ 15:20		
清掃			15:20 ~ 15:35
帰りの会	15:25 ~ 15:30	15:40 ~ 15:45	

月～金：最終下校時刻 16:50

生活について

生徒指導部

もうすぐお子様の中学校生活が始まります。新たな集団や環境で、学校生活に慣れるまでに時間を要するかもしれません。互いに違った考え方や価値観を持ちながらも、認め合い、仲間となって自立した行動が取れる中学生になってほしいと願っています。

1 中学校3年間は心身共に成長する時期

中学生は心も身体も成長する時期ですが、大人でも子供でもない不安定な時期でもあります。子どもの変化や様子を見逃さないようにしながら、支えることが大切な時期です。全てを任せるには、まだ安心できる時期ではありません。過干渉も避けるべきですが、子どもに全てを任せきりにせず、規則正しい生活を心がけさせ、食事や睡眠などの健康管理に気をつけさせてください。

2 携帯電話（スマートフォン等）について

中学校の入学時に携帯電話（スマートフォン等）を生徒に所持させるご家庭が増えています。その一方で、近年SNS等によるトラブルや、見ず知らずの人とやりとりを行い、トラブルになる事案が多く発生しています。お子様が携帯電話（スマートフォン等）を使用する場合は、ご家庭の責任において、トラブルを起こしたり、巻き込まれたりしないよう取り扱いについてご指導ください。

なお、携帯電話（スマートフォン等）の学校への持ち込みは禁止です。休日や再登校する場合も同様ですので、ご承知おきください。

3 生活全般について

- ・制服登下校が原則です。（休日や平日の再登校、休み中の面談等も同様。）平日の部活動後の下校、および休日の部活動の登下校は、体育着・ジャージで構いません。衣替え期間を設け（別紙参照）、季節に合わせた身だしなみを意識させています。熱中症対策として、体育着登下校を許可する期間があります。
- ・頭髪、服装、持ち物等の決まりを設けています。（別紙参照）
- ・自分の持ち物に、必ず記名をさせてください（落とし物が多く見られます）。また、生徒同士の物の貸し借りは禁止しています。
- ・お子様の様子で気になることがございましたら、担任や学年職員・顧問等にご相談ください。相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに相談することもできます。ご家庭と学校で協力して、お子様の成長を支えていければと思います。

※その他、志木中学校での細かい生活のきまりは、入学後に生徒を通じて指導します。

志木中生徒 一日の流れ（令和7年度）

学校のきまりは、お互いに気持ちよく学校生活を送るために定めています。集団生活の一つの基準として決められた『学校のきまり』の意味をよく考え、決まりを守った生活を送ってください。

より良くするために今後も改正した方がよい点があれば、話し合っていく事は大切です。その流れをとらずに、身勝手にルールを自己解釈し破ることはあってはなりません。中学生の自覚を持ち、一日の生活を確認しましょう。

1 あいさつ・マナーについて

＜挨拶＞

- ・廊下やその他の場所で、自分から気持ちのいい挨拶をする。

＜言葉遣い＞

- ・来校者の方や先生・目上の人に対する正しい話し方を身につける。

＜話の聞き方＞

- ・私語をしている人がいると話が伝わらなくなるので、静かにしっかり聞く。
- ・朝の会、帰りの会等では机の上にカバンや持ち物を置かない。

＜職員室でのマナー＞

- ・入室・ノック・あいさつなどの入室のマナーを身につける。
- ・カバンを持ったまま、コートや防寒着を着たまま、帽子をかぶったままの入室は禁止。
- ・友人の付き合いでの連れ入室も禁止。
- ・先生に頼まれたりして職員室から物をとるときは、必ず、周囲の先生に断ってから行う。
- ・朝の会議中は入室をしない。（緊急時以外、8：20～8：30の入室は出来ない。）
- ・テスト期間（前後5日間）の入室禁止（通知表、成績処理、進路関係での入室を禁止する。）

2 登校時

- ・7：50以降登校可能とする。
- ・遅刻、早退、欠席等の連絡は8：00を目処に保護者が連絡。（生徒手帳、さくら連絡網等）
※8：20までは留守番電話。
- ・服装は制服。（時期に合わせた正しい着かたをする。ジャージ・体育着登校の時は、連絡があります。）

3 朝の会

- ・8：25には着席し、静かに朝読書を始める。
- ・授業道具は机に入れる。バック類は床に置かない。私物はロッカー及び決められた場所に置く。

4 授業

- ・原則として朝から制服、（但し、1時間目がジャージの教科の時だけ例外）その後、担任・教科担当の指示に従う。（時期に合わせた正しい着かたをする。着替えた後は制服に戻らなくても良い。）
- ・10分の休み時間は次の授業の準備と移動の時間であることを意識する。（チャイム着席を守る。）
- ・忘れ物は授業前に申し出る。
- ・授業中に席を立つときや、授業に遅れることが予想される場合は担任か授業担当に申し出て許可をもらう。
- ・他の階への移動は自分の階を横に移動し、他学年の教室の前を通らないようにする。
- ・移動教室の授業が早く終わったときは、廊下を静かに通り、チャイムが鳴るまで教室から出ない。
- ・自習時間には、教科係が中心となって課題を行う。緊急のことが生じた場合は隣のクラスか職員室の先生にすぐ連絡する。

5 休み時間

- ・廊下や階段に座り込んで話さない。
- ・許可無く他の教室に入らない、他の学年の階に行かない。
- ・廊下や教室で髪にブラシをかけない。
- ・校舎内で走ったり、大声、奇声を出したりしない。
- ・許可無くベランダに出ない。

6 給食

- ・4時間目終了後5分以内に手洗いをすませ着席する。
- ・給食当番は必ずマスク・白衣・帽子を身につけ（前髪は帽子にすべて入れる）準備する。
- ・給食中は勝手に席を立たず、早く終わってもチャイムが鳴るまで教室を出ない。
- ・係、当番は責任を持って最後まで片付ける。（配膳台、残り物、ゴミ等）
- ・白衣は当番が金曜日に持ち帰り、洗濯してから持ってくる。

7 清掃

- ・服装は体操着かジャージ（ワイシャツを中に着ても良い）で昼休み終了までに着替える。
- ・監督の先生の指示に従い無言で行い、終了後反省会を行う。
- ・許可なく清掃場所を離れたり、清掃中に係の連絡等に行ったりしない。
- ・清掃が終了したら（反省会后）速やかに教室に戻り、清掃を手伝い、帰りの会の準備をする。

8 帰りの会

- ・教科係による授業連絡は、前日までに先生に直接聞き、帰りの会で連絡・準備等をすませる。
- ・補助教材など、指示があるものは置いて帰ってよい。
- ・机やロッカーの中は常に整理しておく。帰る際は机の上に物を置いて帰らない。
- ・帰りの会終了後は原則として教室内に残らず、速やかに部活動や委員会の活動場所へ移動する。
※友達を待たない。荷物は各自、活動場所へすべて持っていく。

9 下校時

- ・再登校をする場合は、制服もしくはジャージで登校する。土日を含め、私服での登校はしない。
自転車その他乗り物での登校も不可。

10 保健室の利用

- ・授業中、保健室を利用する場合は教師に許可を得て、保健委員と一緒にいく。（保健委員は指示を受けたらすぐ戻る）生徒のみで保健室の利用をしないこと。

11 服装について ※進路を意識した身だしなみを心がけよう。

- 制服：学校指定の制服。冬服着用期間は、式典時にブレザーを必ず着用する。
- Yシャツ：学校指定のYシャツ・ブラウス。長袖の袖をまくっても良いが、だらしなくならないように折る。
- ネクタイ・リボン：学校指定のネクタイ・リボン。ブレザーのときは必ず着用。夏は着用しなくても可。
- ベスト：女子生徒のみ。学校指定のベスト。夏は着用しなくても可。
- ベルト：学校指定のベルトを着用する。
- 上履き：学校指定の上履き。（忘れた場合は、先生にことわって、忘れ物用の上履きを昇降口から借りる。）
- 名札：学校指定の名札を左胸につける。（制服・Yシャツへの付け替えを忘れない。）
- 靴下：色は白、紺、黒、グレーのソックス。ワンポイント（小さいもの）・ライン（細いもの）可。
長さ：くるぶしが隠れる長さ。
- セーター：黒か紺かグレーで、Vネック・・・ラインなし ワンポイント程度、カーディガンは不可。（セーターの長さについて、袖は手首まで、丈はブレザー、ジャージから出さない。）
セーターのみでの活動は不可。（授業の途中で暑くなって脱ぐのは構わないが、セーターのみで教室の外に出ない。）
- 靴：運動の出来る、紐で調整の出来る運動靴。ハイカット、ミドルカット不可。
- カバン：両手が空く背負いタイプとする。ロッカーに入る程度の大きさ（縦 25cm,横 40cm,奥行 50cm）とする。
- 頭髪：中学生らしい髪型であること。ファッション的な要素を含んだ髪型は避ける。
髪が肩にかかる場合は結ぶ。髪を結んだとき派手な結び方はしない（編み込みの三つ編み等）
髪留めは、黒、紺、茶の細いピンまたは、ゴム。パッチンピンは使用しない。ヘアバンドその他飾り物はつけない。
前髪は、目にかかる長さは避ける。整髪料は使用しない。
※適切でないと判断した場合、訂正の声掛けを行う場合があります。
- 防寒着：コート、手袋、マフラーやネックウォーマー、スヌードを着用してもよい。ただし、帽子・耳当ては、不可。防寒着として、ウインドブレーカーの上着のみ、制服の上に着用して良い。
コートの色は、黒、紺、グレー（ダウンやロング丈は不可）。
防寒のために、タイツの着用を認める。（色は黒のみ）。
- その他：①スカートは膝が隠れる長さ。ズボン、腰の高さ以上ではき、裾が短すぎる場合は調整する。
②6月1日・10月1日衣替えとし、前後1ヶ月は移行期間とする。4月末日までは必ず冬服を着用する。（下表参照）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
冬服	移行期間 夏・冬併用		夏服	移行期間 夏・冬併用		冬服					

- ③ジャージの名前は必ずつけること。リサイクル等を使用している場合でも、名前を取れないようにつける。（忘れた場合の、ジャージ等の貸し出しは行いません。）
- ④制服、リボン、ネクタイ、カバン、上履き、ジャージ等を勝手に加工したり、変形したりしない。

12 その他

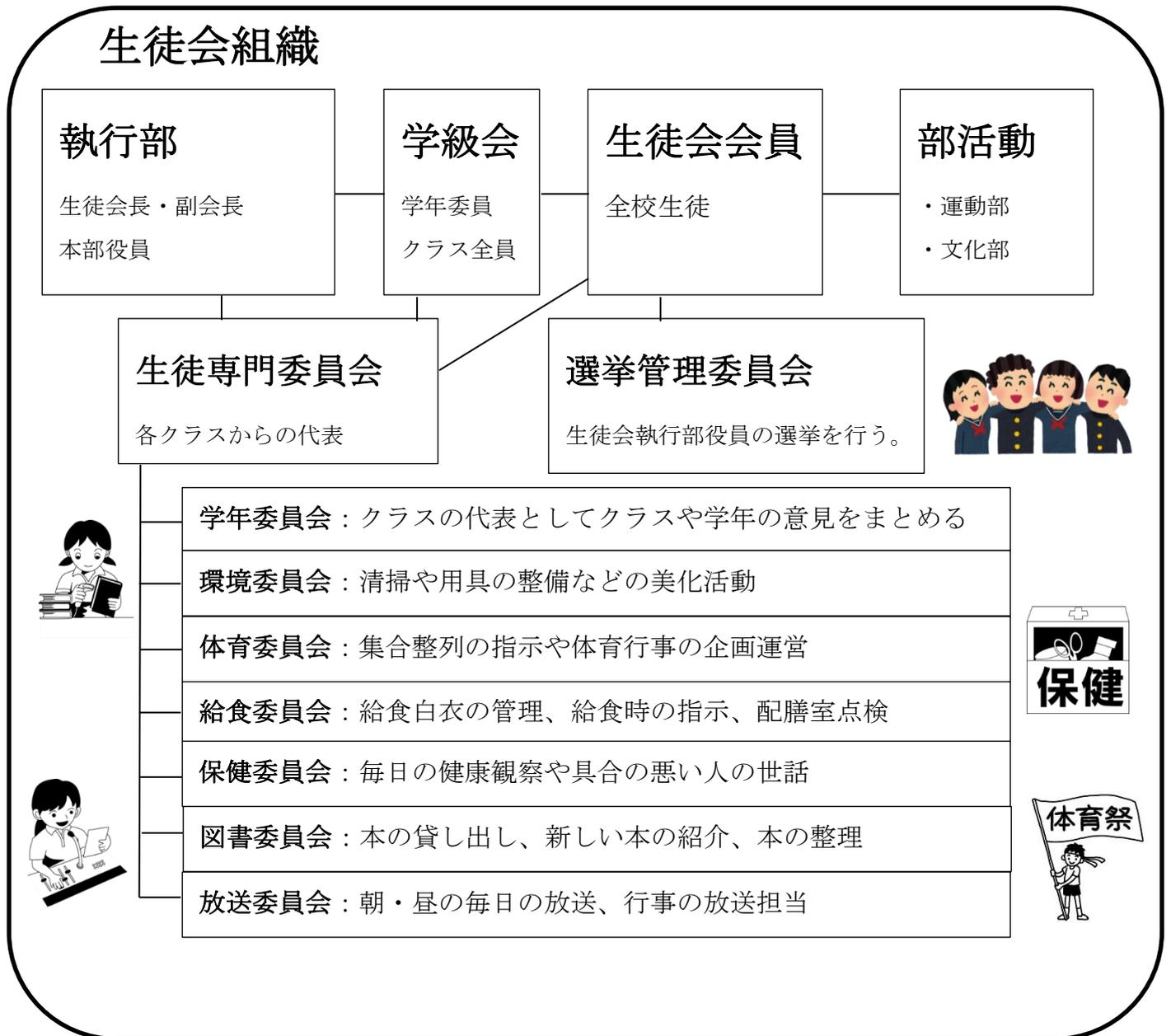
- ・学校生活に不要なものを持ってこない。
（貸し借りの中継場所ではない。特に、高価な身の回りの物の持ち込みは、トラブルのもとになるので避ける。）
- ・カバンに付けるアクセサリ類は、1個まで華美にならないように付けてもよい。
- ・制汗シート（無香料）は使用しても構わないが、使用したシートは各自持ち帰る。
※制汗スプレーは使用不可。
- ・リップクリームは、色無し、臭いや香りのしないものは使用してもよい。

生徒会について

生徒会には生徒全員が加入し、より良い学校作りを目指し、生徒の自主的・実践的な活動が行われます。

- ・学校の様々な行事に積極的に協力、参加する活動
- ・全校生徒の生活の改善や福祉を目指す活動
- ・その他生徒会の目的を達成するために必要な活動

例えば、執行部を中心に新入生歓迎会、生徒総会、体育祭、3年生を送る会などの行事の企画・運営にあたり、活動しています。生徒専門委員会は、普段の学校生活に関する独自の活動を積極的に行うとともに、行事でも活動しています。



志木中学校で取り組んでいる回収活動

- ・空き缶（スチール缶のみ）の回収を行っています。缶回収によって得たお金は、校内の備品（傘立てなど）を、新しくするための費用にしています。

部活動について

1 目的

- (1) 自分の個性や特性を知り、将来を通じて楽しめる活動経験を積む。
- (2) 自主的に選択し、自ら進んで積極的に活動する。
- (3) コンクールや試合等の実践を通して緊張感の中にも実力を発揮する姿勢を育成する。
- (4) 活動を通して、精神的、技術的向上を図る。

2 参加方法

- (1) 希望参加を原則とする。特に事情がない場合は部活動参加を推奨する(兼部は不可)。
- (2) 施設等の関係で、参加人数を制限せざるを得ない場合は、希望しても受入ができない場合がある。

3 活動日について

志木中学校では、「志木市立中学校の部活動方針」の趣旨を踏まえ、活動する。

(1) 平日活動時間

- ・月・水曜日・・・14：55～16：50
- ・火・木曜日・・・15：40～16：50
- ・金曜日・・・・・・15：55～16：50

(2) 定期テスト前の部活動中止期間について

- ・テスト開始日の5日前からとする。
- ・この期間中に、県大会やコンクール等がある場合は活動する場合もある。

(3) 休日の部活動について

- ・各部の活動計画による実施とする。なお、欠席等の電話連絡は学校せず、部活動ごとに指定された連絡方法で行う。

(4) 長期休業日(春休み・夏休み・冬休み等)の活動日について

- ・各部の活動計画による実施とする。
- ・年末年始やお盆前後は連続した1週間程度の休養日を設ける。

(5) 休養日について

- ・週2日以上休養日を設ける。
- ※平日1日以上、週休日(土・日)1日以上を休養日とする。

(6) 服装について

- ・平日は部活動後の下校時は顧問の指示に従い部活動着等でも可とする。
- ・休日は顧問の指示のもと部活動着での登下校可とする。

4 転部・退部について

- (1) 顧問・担任・保護者に相談し、了解を得ること。
- (2) 2年3学期以降の転部・入部は原則認めない。ただし、転入生はこの限りではない。
※退部については、退部届に記入し、顧問・担任に提出すること。

5 部活動保護者会について

1学期中に、部活動単位で顧問保護者会を開き、部活動の方針・計画・費用等、部活を行う上での内容説明を行う。

6 その他

- ・用具等については、顧問の指示による購入とする。
- ・その他、部活動に必要な物も顧問の指示による購入とする。
- ・部に所属しながら活動に参加しない生徒は顧問の指示で退部となる場合がある。

7 部活動一覧（令和7年度）

運動部		文化部
野球	男子バレーボール	家庭
サッカー	女子バレーボール	美術
男子バスケットボール	ソフトボール【女子】	文芸
女子バスケットボール	卓球【男子】	科学
男子ソフトテニス	陸上競技	吹奏楽
女子ソフトテニス		英語

8 本入部までの日程（新年度の予定によっては変更になることがあります）

- (1) 部活動オリエンテーション・・・4月9日（木）新入生歓迎会にて実施
- (2) 仮入部・・・・・・・・・・・・4月13日（月）14日（火）15日（水）
17日（金）20日（月）
※仮入部の活動時間は部活動開始時刻から30～40分程度を予定しています。
- (3) 入部届提出・・・・・・・・・・・・4月21日（火）まで
- (4) 本入部・・・・・・・・・・・・4月21日（火）
 - ①入部届を担当の先生に提出する。担任→部活顧問。
 - ②入部届を提出したら、必ずその部活動へ参加する。
 - ③2、3年生は部活動継続届を提出する。
→4月8日（水）配布、4月10日（金）〆切

保健について

1. 保健室について

保健室とは・・・健康診断・健康相談・保健指導・救急処置を行う場です。(学校保健安全法第 7 条)

健康診断	4月～6月末までに実施します。 [主な項目]・身体計測・視力検査・聴力検査・尿検査・内科検診・運動器検診 結核検診・耳鼻科検診・歯科健診・心電図検査・脊柱側弯検査・眼科検診 等
健康相談	お子様の体調や心理的な面でご相談がある際は、ご連絡ください。 ・お子様の心や体の健康面について ・学校生活上での健康面や疾病等に関わる対応 ・食物アレルギーに関わる対応等の相談ごと 等
保健指導	日常的な心や体に関わる健康面についての指導をします。
救急処置	家庭または医療機関へ行くまでの応急処置をします。 ・継続的な処置はしません ・内服薬は与えることができません。 ・薬を持参する場合は自己管理をお願いします。 <input type="checkbox"/> 休養は原則 1 時間までです。状態により休養を行わず早退を勧める場合があります。 <input type="checkbox"/> 早退時、 <u>生徒が自分自身で帰宅する場合は帰宅確認の連絡</u> をお願いしています。 早退時に帰宅確認カードを持たせます。カードに記載の方法でご連絡ください。

※病院受診時及び早退時はまず保護者の方へご連絡いたします。
速やかに対応を確認させていただくために、勤務先の電話番号・携帯番号など、
確実に連絡が取れる連絡先を必ずお知らせください。

2. 出欠・遅刻連絡について

学校への出欠・遅刻連絡は、必ず 8:00 までに「さくら連絡網」でご連絡ください。

遅刻の場合は、登校予定時刻もあわせて入力をお願いします。

3. 学校感染症について

3-1:出席停止と主な学校感染症

学校において感染症感染拡大を防ぐために「出席停止」の措置をとることが法律(学校保健安全法)で、定められています。学校感染症に罹患した場合、学校にお知らせください。

感染症名	出席停止基準
インフルエンザ	発熱した後5日かつ解熱後2日を経過するまで
百日咳	特有な咳が消失するまで、 または5日間の適正な抗菌薬が終了するまで
麻疹	解熱後 3 日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後、5 日間を経過し、 かつ全身症状が良好となるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘	全ての発疹が痂皮下後
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後、2 日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後 24 時間を経て全身状態が良ければ
感染性胃腸炎	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されるまで
マイコプラズマ感染症	症状が改善し、全身の状態が良好となるまで

3-2:登校届

学校感染症に罹患した場合、治癒して登校を再開する際には、再登校日に保護者の方が記入した「登校届」を担任へご提出ください。「登校届」は、担任へ用紙の必要をお申し出いただくか、本校ホームページからダウンロードできます。

登校届 (用紙形式)

氏名: _____

学年: _____

登校届の理由 (複数選択可):

- インフルエンザ
- 百日咳
- 麻疹
- 流行性耳下腺炎
- 風疹
- 水痘
- 咽頭結膜熱(プール熱)
- 新型コロナウイルス感染症
- 溶連菌感染症
- 感染性胃腸炎
- マイコプラズマ感染症

登校届の提出日: _____

保護者の氏名: _____

保護者の印: _____

3. 災害共済給付制度について

災害共済給付制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センターが運営する制度で、児童生徒が学校管理下において負傷・疾病・障害・死亡などの災害に遭った際に、治療費や見舞金が給付されるものです。志木市では、掛金(年間 920 円)を全額市が負担しています。

* 給付制度の対象となる「学校管理下」の範囲

以下の状況で発生した災害が対象となります。

- ①通学路における登下校中 ②授業・各教科指導・特別活動・休み時間 ③部活動・学校行事

* 受診時の対応

学校管理下で発生した災害により医療機関を受診する場合は、志木市子ども医療証は使用せず、医療機関の窓口にて一時的に支払いをお願いします。

受診後は、担任または部活動顧問へ速やかに報告し、所定の申請書類をご提出ください。

* 申請書類について

申請書類は以下のいずれかで入手可能です。

- ①担任または部活動顧問へ申し出る ②本校ホームページからダウンロードする

4. 歯と口腔の健康づくりについて

本校では、「志木市市民の歯と口腔の健康づくり推進条例」と「むし歯ゼロ作戦」に基づき、希望者を対象にフッ化物洗口を実施しています。毎週 1 回、朝の時間に全校で 1 分間の洗口を行います。実施にあたっての準備物や方法については、別途ご案内します。

5. アレルギーに係る対応について

アレルギー疾患があり、学校で特別な配慮(給食の除去対応など)を希望する場合は、「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」「(医療機関受診・医師記入)」をご提出ください。詳細は別途お知らせします。

6. 保健関係書類について

入学にあたり、以下、1～5の保健関係書類をご提出いただきます。各書類は、体験入学の 3 月 25 日に配布いたします。記載事項をそれぞれご確認のうえ、入学式当日にご提出ください。

	書類名	留意事項
1	保健調査票	記入例ご参考の上、記入漏れのないよう該当学年の欄に記入してください。
2	生徒調査票	<u>緊急時に必ず連絡が取れる連絡先:ご勤務先の電話番号・携帯電話番号</u> をご記入ください。
3	災害共済給付制度への加入について:同意書	生徒名、保護者名の記入をしてください。
4	フッ化物洗口申込書	希望するかしないか、該当に○をしてください。
5	学校心臓検診調査票	すべての項目を記入し、回答忘れ・記入漏れが無いか確認して、ご提出ください
6	保健関係提出封筒	上記の1～5の提出物を全て入れ、表紙の確認欄でチェックをしてから、提出してください。

★保健室からおうちの方へ…登校前健康観察のお願い★

登校前には、お子さまの体調について簡単なご確認をお願いいたします。会話の様子、食欲や睡眠状況、疲労の様子など、平常時の【いつもと違う様子】が見られる場合には、お子さまと一緒に健康状態をご確認ください。おうちでのさりげない声かけや見守りは、お子さまの「よし、今日もがんばろう!」という気持ちにつながります。どうぞ引き続き、あたたかいサポートをお願いいたします。

予防接種は、お済みですか？

- おさんの小学校ご卒業、中学校ご入学が近づいてきました。
- この機会に母子健康手帳を確認し、未接種の予防接種は公費負担（自己負担なし）で接種できる期間にお受けください。
- 接種対象年齢を過ぎると任意接種（自費）となりますのでご注意ください。
（※予防接種の開始は、誕生日の前日から、「未滿」、「至るまで」は誕生日の前日までとなります。）

予防接種の種類	接種対象年齢	接種回数	接種方法・注意事項
日本脳炎	1期初回・1期追加： 生後6か月～ 7歳6か月に至るまで 2期：9歳以上13歳未滿	1期初回：2回 1期追加：1回 2期：1回	中学生になっても、13歳未滿（誕生日の前日まで）であれば受けられます。 （※小学4年生になる年度の4月にお知らせを送付しています）
二種混合 （ジフテリア・破傷風）	2期：11歳～13歳未滿 （四種混合の追加になります）	1回	中学生になっても、13歳未滿（誕生日の前日まで）であれば受けられます。 （※小学6年生になる年度の4月にお知らせを送付しています）
HPV （ヒトパピローマウ イルス）	小学6年生～ 高校1年生相当 （女子） （※中学1年生での接種が 望ましい）	3回 ※15歳未滿で9 価ワクチンを接種 する場合は2回	12歳～16歳（小学6年生～高校1年生相当）の間に同じワクチンを3回接種します。（ただし15歳未滿で9価ワクチンを接種する場合は2回接種します。） ・2価ワクチン（サーバリックス）は1回目と2回目の間は1か月、1回目と3回目の間は6か月あけます。 ・4価ワクチン（ガーダシル）は1回目と2回目の間は2か月、1回目と3回目の間は6か月あけます。 ・9価ワクチン（シルガード）を小6～15歳未滿で接種する場合は、1回目と2回目の間は6か月あけます。 ・9価ワクチン（シルガード）を15歳以上で接種する場合は、1回目と2回目の間は2か月、1回目と3回目の間は6か月あけます。 （※ワクチンの種類に関しては、制度改正等により変更になる場合があります。対象の方へは4月にお知らせを送付しますので、詳しくはお知らせをご確認ください。）

※ 規定の間隔で接種できなかった場合は、健康増進センターにお問い合わせください。
※ 志木市、朝霞市、和光市、新座市の指定医療機関で接種することができます。4市以外の医療機関で接種を希望する方は、事前に健康増進センターへお問い合わせいただくか、市ホームページをご確認ください。



問い合わせ先：志木市健康増進センター
住所：志木市幸町3-4-70
電話：048-473-3811 FAX：048-476-7222



↑市ホームページ

志木市内の予防接種実施医療機関

○印＝接種可能な医療機関

医療機関名	住所	電話	日本脳炎	二種混合	HPV		
					サーバリックス (2価)	ガーダシル (4価)	シルガード (9価)
TMG宗岡中央病院	志木市上宗岡5-14-50	472-9211	○	○	○	○	○
志木いろは橋クリニック	志木市中宗岡5-16-2-2	471-1688	○	○	-	○	○
かまた内科クリニック	志木市本町4-11-15-2F	472-7070	○	○	-	○	○
わかばこどもクリニック	志木市本町5-19-15-2F	423-4749	○	○	-	-	○
志木江原耳鼻咽喉科	志木市本町5-23-26-101	473-7929	○	○	○	○	-
志木ホームクリニック	志木市本町5-24-18-5F	487-1255	○	○	○	○	○
よつはしチェーンクリニック志木	志木市本町5-25-8 3F	423-6428	-	-	-	○	○
キャップクリニック志木	志木市本町5-26-1-7F	475-8517	○	○	○	○	○
柳瀬川ファミリークリニック	志木市幸町4-1-1	485-9561	○	○	-	○	○
たなか整形外科クリニック	志木市幸町4-3-18	486-1010	-	-	○	○	○
柳瀬川駅前クリニック	志木市館2-6-11-3F	486-6201	○	○	-	○	○
宇野眼科医院	志木市館2-7-11	472-6202	-	-	○	○	○
志木柏町クリニック	志木市柏町1-6-74	423-2792	○	○	○	○	○
たて内科クリニック	志木市柏町6-29-44-2F	485-2600	○	○	○	○	○

(令和7年4月1日現在)

【問合せ】

志木市健康増進センター
住所：志木市幸町3-4-70
電話：048-473-3811
FAX：048-476-7222

※個別接種は原則として予約制になります。
事前に病院へ電話で確認してから受診してください。

給食について

学校生活の中で子ども達がとても楽しみにしていることのひとつに給食があります。学校給食は、ただ食べるだけでなく「食事の正しいあり方を体得させ、食事を通して好ましい人間関係を育て、児童・生徒の心身の健全な発達に資すること」をねらいに行われています。志木市では、各学校の栄養士が学校の実情に合わせて献立をたて、毎日完全給食(主食・牛乳・副食)を提供しています。なお、給食は学校の給食室で作る「自校式給食」です。

健康を維持・増進し、成長するために摂取することが望ましいエネルギーや栄養素の量の基準を示したものを「食事摂取基準」と言います。「食事摂取基準」は、「身体活動レベル」(年齢・性別・日常生活の活動の内容の違い)によって定められています。中学生の時期は成長が著しく活動も盛んなので、いくつかの栄養素(たんぱく質・カルシウムなどの無機質・エネルギーに変える時に必要なビタミン B1、B2 など)の摂取基準は成人に比べて多くなっています。給食でもできる限り摂取基準に近づける努力をしていますが、ご家庭でも小学生の時以上の配慮をお願いいたします。

<本校の給食状況>

本校では、給食内容は安全な材料で手作りのものを目指しており、作り手と食べ手が見える関係であることを目指しています。そして地域の風土や気候に合わせた食べ方を知らせ、昔から日本に伝わる食品や料理を取り入れた「和食」を献立の中心にしています。食文化の継承は、食を守るだけでなく、それを育ててきた地域そのものを守っていき、地域の良さを再発見する機会になるからです。また国内のいろいろな県の郷土料理や世界の様々な国の料理を給食に出すことで、自分たちの地域とは違う文化が存在することを知り、食べることでその文化を認め理解しあえるようになることを目指しています。

<食物アレルギー対応>

医師の診断がある場合の疾病(アレルギー含む)などで、食事の制限が必要な場合は、志木市の「学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル」に沿って対応させていただきます。

学校で特別な配慮を希望される場合は「学校生活管理指導表(医師が記入)」をご提出ください。書類の確認をし、今後の面談の日程等についてご相談させていただきます。校内の「食物アレルギー対応対策委員会」で、対応方法を検討し、年度当初の面談時に対応方法をお伝えします。

現在アレルギー症状がない場合でも、食物アレルギーの症状が出やすいとされる食品、種実類(ごま・ピーナッツ・アーモンド・くるみ等)・果物類(キウイ・りんご・桃・パイナップル・さくらんぼ・スイカ・メロン・みかん等)・魚介類(えび・かに・いか・たこ・貝等)は、この後突然発症する場合があります。入学後に発症した場合や除去食の対応が必要となった場合には書類をお渡ししますので、病院で受診し提出してください。

※希望者のみ<除去食等の対応の流れ>

- ① 小学校で配布された「アレルギー疾患に関する調査回答表」で「学校での配慮が必要」と記載し提出された方には「学校生活管理指導表」をお渡ししております。病院を受診してください。
- ② 医師に記入してもらった「学校生活管理指導表」は令和8年2月27日(金)までに志木中へご提出ください。
- ③ 入学後、対応方法について面談を実施します。(保護者・管理職・養護教諭・担任・栄養士)
※年度毎に症状の確認をし、対応方法の検討も行いながら実施していきます。

令和8年1月23日

保護者様

志木市教育委員会
教育長 柚木 博
志木市立志木中学校
校長 阿部 剛

「学校給食申込書（令和8年度から生徒の卒業まで）」の提出について

本市では、全小中学校において自校調理を実施し、学校栄養職員と調理員を中心に特色のある給食の提供に努めております。今後も安全・安心な給食の提供を進めるにあたり、改めて本市の学校給食運営方針につきましてご理解くださいますようお願いいたします。給食費を含めた学校給食運営方針等につきましては、3月議会議決後に改めてお知らせいたします。（市ホームページに3月中旬頃掲載予定）

つきましては、下のQRコードから、給食申込の有無を令和8年2月27日(金)までに必ずご回答くださいますよう、ご協力お願いします。



<https://forms.gle/CNjK8KEx4xYDhg9G8>

※学校給食に関する相談に応じております。学校、または教育委員会担当課までご連絡ください。

（電話 048-456-5366 学校教育課給食担当）

新入生保護者 様

令和7年12月吉日

志木市立志木中学校
校長 阿部 剛

給食費等の集金について

時下、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、志木中学校の給食費等の集金は、ゆうちょ銀行の口座引き落としで行っています。ゆうちょ銀行の口座引き落としは、他の金融機関と比べると手数料が廉価(10円)となっています。

つきましては、下記の通り手続きをお願いいたします。

記

1 口座開設郵便局

全国どこの局でも結構です。

(志木中学校周辺では、本局、上町、柳瀬川駅前、水谷東等があります。)

2 開設口座

利用できるのは、総合口座です。お持ちでない場合は、認め印とご本人であることを証明できるもの(顔写真付きのもの)と名義人となる方の証明書(顔写真付きのもの)をご持参のうえ、お近くの郵便局で開設してください。名義人は、生徒名義でもご家族名義でも結構です。

3 自動払込利用申込書の記入

- ・自動払込利用申込書にご記入ください。
- ・記入の際は、申込書裏面の記入例をご参照ください。
- ・届出住所や印鑑が不確かな場合は、郵便局の窓口で確認していただくと安心です。

4 自動払込利用申込書の提出先 (郵便局ではありません)

- ・封筒に入れて、志木中学校の職員室までお願いいたします。
- ・兄弟が在学している場合は、お持たせいただいても結構です。
- ・郵送の場合は、郵便切手をお貼りください。
- ・この件についての問い合わせは、志木中学校 県費事務職員までお願いいたします。

5 提出期限

令和8年2月27日(金)

給食費の集金額について

給食費の集金につきましては、教材費や生徒会費とともにゆうちょ銀行の口座からの引き落としをお願いいたします。ご参考までに令和7年度4月時点での集金計画をお知らせいたします。令和8年度のは4月以降にお知らせいたします。

【参考】 令和7年度4月時点での集金計画（第1学年）

(円)

月	給食費	教材費	生徒会費	月計	引落日
5	12,000			12,000	5/7(水)
6		14,000	500	14,500	6/5(木)
7	10,000			10,000	7/7(月)
8		15,000		15,000	8/5(火)
9	10,880			10,880	9/5(金)
10	10,000			10,000	10/6(月)
11	10,000			10,000	11/6(木)
12	9,000			9,000	12/5(金)
計	61,880	29,000	500	91,380	

【注】

① 引き落とし日の当日までに入金をお願いいたします。

※ 残高不足になりますと、該当のご家庭に通知を出す等、手続きが煩雑となり、トラブルの原因になるとともに、業者への支払いにも支障をきたしますので、ご注意ください。

② 集金額は年度途中に変更になることがあります。

◆自動払込利用申込書の提出は

令和8年2月27日（金）までをお願いいたします。

この件についての問い合わせは、志木中学校 県費事務職員までお願いいたします。



就学援助についてのお知らせ（令和8年度用）

志木市では、経済的な理由により教育の機会が失われないよう、市立の小・中学校に通学する児童生徒の保護者の方に、学用品費（一部）や学校給食費などの援助をしています。援助を希望される方は、次の要領で申請をしてください。※毎年度、申請が必要です。

1 援助を受けることができる方

志木市に住所を有し、次のいずれかに該当する方

- (1) 世帯の年間総所得金額が定められた金額以下の世帯（「7 認定の目安」参照）
- (2) 特別な事情で、学校に必要な費用（学用品費等）にお困りの世帯

2 申請方法

(1) 書類による申請

『志木市就学援助費受給申請書・承諾書』の提出

※学校・教育委員会で配付しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。

令和8年1月2日以降に志木市に転入した場合

所得の確認のため、次のいずれかの方法を選択してください。

- 課税証明書等を提出する。（家族全員の所得がわかるもの）
（課税証明書は本年6月以降に1月1日現在の住所地の市区町村で発行されますので、後日提出してください。）
- 申請書へ個人番号を記入する。（下記の必要書類を参照ください）
必要書類 ※他市より転入等により個人番号の記載をいただいた方は、下記の通り（ア）～（ウ）のいずれかの提出をお願いします。（記載した方全員分）※コピー可

志木市教育委員会学校教育課へ持参の場合

（ア）マイナンバーカードの持参

（イ）通知カード（記載事項に変更ないもの）及び申請者身元確認書類（運転免許所証、パスポート、在留カード等）

（ウ）個人番号（マイナンバー）が記載された住民票の写し及び申請書身元確認書類（運転免許証、パスポート、在留カード等）

志木市教育委員会学校教育課へ送付の場合

上記の（ア）～（ウ）のいずれかの書類の写しを封筒に入れ、簡易書留で送付してください。

【提出先】

志木市教育委員会学校教育課へ持参 ※持参先：志木市役所2F 学校教育課へ
志木市教育委員会学校教育課へ送付 ※送付先は裏面下記の間合せ先住所へ
通学中（予定）の学校へ提出 ※個人番号の記載がない申請書のみ

(2) 電子申請

市ホームページ《電子申請・届出サービス》から申請してください。

※令和8年1月2日以降に転入された方は課税証明書等の提出、または申請書に個人番号の記入をお願いします。

3 申請期間 令和8年3月2日（月）から4月30日（木）まで

※年度途中からの申請も可能ですが、その場合は申請を受付した月の翌月以降の費用が援助の対象となります。

裏面もお読みください。

4 注意点

- (1) 毎年度、申請が必要となりますので、令和7年度に援助を受けている方も、新たに申請が必要となります。
- (2) 新小学1年生の方で、新入学学用品費入学前支給の申請をしている方も、認定結果に関わらず、新たに申請が必要となります。
- (3) 収入がない方も必ず、市（県）民税の申告は行ってください。申告をされていない方は、審査を行うことができません。
- (4) 小学校、中学校にそれぞれお子様がいらっしゃる場合で書類申請する方は、1枚の申請書にまとめて記入し、中学校又は学校教育課へ提出してください。
- (5) 志木市に在住し、市外の市立学校に通学の場合は、学校教育課へ提出してください。

5 審査結果

- 認定の可否については、教育委員会で審査の後、申請者全員に通知します。
- 新年度課税確定後の6月下旬以降に結果通知を発送しますので、必ず確認してください。結果が届かない場合は、お問い合わせください。
- 年度途中の申請の場合、審査結果通知は申請日の翌月上旬となります。
- 認定後に世帯の状況（住所、氏名、世帯構成）、振込口座などに変更があった場合は、変更届を学校教育課へ提出してください。

6 就学援助の主な内容 ※支給額は、変更される場合があります。

援助対象	小学校	中学校	支給時期
学用品費（年額）	11,630円	22,730円	・学期ごとに分割支給
通学用品費（年額）	2,270円<1年生を除く>		
新入学学用品費（年額）	57,060円 <小学1年生>※1	63,000円 <中学1年生>※1 <小学6年生>※2	・1学期末に全額支給 ※1 <u>入学前受給者を除く</u> 令和8年4月1日付け認定者のみ ※2 小学6年生は新中学1年生分を3月に入学前支給
学校給食費	実費相当額		・学期ごとに分割支給
校外活動費	実費相当額 <参加者のみ>		・学校からの報告に基づき支給
宿泊活動費			
修学旅行費			
オンライン学習通信費	年間限度額 15,000円 <実施状況により月額支給>		・学期ごとに分割支給（世帯単位）
医療券	学校での検診により治療勧告を受けた疾病 (トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯、寄生虫病)		

7 認定の目安 ※ 家庭の状況（世帯構成、年齢等）により異なります。

例	世帯構成	世帯の年間総所得金額	
		持ち家の場合	賃貸の場合
1	母（33）、子（8・小学3年）子（4・未就学児）	約282万円以下	約369万円以下
2	母（46）、子（22）、子（13・中学2年）	約305万円以下	約402万円以下
3	父（35）、母（35）、子（8・小学3年）、子（4・未就学児）	約286万円以下	約383万円以下
4	父（43）、母（38）、子（13・中学2年）、子（12・中学1年）、子（10・小学5年）	約392万円以下	約489万円以下
5	父（42）、母（35）、子（9・小学4年）、子（6・小学1年）、子（2）、祖母（80）	約380万円以下	約488万円以下

※ 令和7年(令和7年1月～令和7年12月分)の世帯全員の年間総所得により判定します。

◆ 問合せ先

住所：〒353-8501 志木市中宗岡1-1-1

電話：456-5366(直通)

志木市教育委員会教育政策部 学校教育課

志木市就学援助費受給申請書

年 月 日

志木市教育委員会教育長 様

申請者 住 所 _____
 ふりがな _____
 氏 名 _____
 連絡先 _____

就学援助費の支給を受けたいので、志木市就学援助費支給規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

就学児童・生徒氏名	生年月日	年齢	続柄	学 校 名	学年
					年
					年
					年

※令和8年1月2日以降に志木市に転入された方は、個人番号の記入をお願いいたします。

世帯の状況（上記の児童、生徒以外の全員）

氏 名	生年月日	年齢	続柄	勤務先・学校名	個人番号

住居の種類 持ち家 ・ 賃貸（家賃 円／月）
 申請の理由

支払先希望金融機関				同 意 書						
この申請が認定された場合は、次の口座に振り込みを依頼します。				この申請が認定され、学用品費などの支払いに未納があった場合は、児童、生徒が在籍する学校長が援助費を受領し、未納分に充当することに同意します。						
金融機関名	銀行 ・ 信用金庫 ・ 農協							保護者署名		
支店名	支店									
預金種目	普通 ・ 当座									
口座番号										
フリガナ	フリガナ									
氏 名	氏 名									

《裏面あり》必ず記載してください。

【教育委員会確認欄】

- 申請者の個人番号(マイナンバー)確認のための書類(マイナンバーカード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し)
- 申請者の本人確認のための書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード等)

承 諾 書

就学援助費認定審査に係る調査時及び認定された場合、次の事項について承諾いたします。

- 1 審査に必要な保護者及び世帯の住民登録状況及び市民税課税状況の確認をすること。
- 2 申請書に記載された内容及び認定（不認定含む。）に関する情報を学校教育課及び学校に提供すること。
- 3 年度途中において、当初申請時の内容（住所・世帯構成等）が変更された場合、学校教育課及び学校に情報を提供すること。
- 4 住所の変更（転出入）に伴い、支給情報を他市町村へ照会又は提供すること。
- 5 支給された援助費は、援助費の目的以外に使用しないこと。
- 6 就学援助費に返還が生じ、かつ、学校から保護者への返還金（保護者が学校に支払った金額）が生じる場合は、学校から保護者へ返還する前に、就学援助費の精算を行い、学校から市へ直接返還を行うこと。

年 月 日

住 所 _____

保護者氏名 _____

志木市教育委員会教育長 宛

記入例

※枠内はすべて記入してください。

第1号様式（第3条関係）

志木市就学援助費受給申請書

令和 8年 3月10日

志木市教育委員会教育長 様

申請者 住 所 志木市中宗岡1-1-1
ふりがな しき いちろう
氏 名 志木 一郎
連絡先 048-473-1111

就学援助費の支給を受けたいので、志木市就学援助費支給規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

令和8年4月1日時点の学年（新学年）を記載してください。

就学児童・生徒氏名	生年月日	年齢	続柄	学 校 名	学 年
志木 太郎	平成23.10.25	14	子	志木中学校	3 年
志木 花子	平成27.9.10	10	子	志木小学校	5 年
					年

※令和8年1月2日以降に志木市に転入された方は、個人番号の記入をお願いいたします。

世帯の状況（上記の児童、生徒以外の全員）

氏 名	生年月日	年齢	続柄	勤務先・学校名	個人番号
志木 一郎	昭和56.5.15	44	世帯主	(株)〇〇商事	令和8年1月2日以降に志木市に転入された方のみ記入。世帯員で所得のある方は、個人番号の記入をお願いします。※課税証明書等を提出される方は記入不要です。
志木 花子	昭和57.5.20	43	妻	無職	

住民登録が異なっても、実質的に生計をともにする世帯員全員を記載してください。審査においては申請書記載の世帯員及び住民登録の状況により審査します。

・ 賃貸（家賃 60,000円/月）

申請の理由 収入が低い

申請の理由も必ず記載してください。

支払先希望金融機関

同意書

に振り込みを依頼します。

申請が認定され、学用品費など

金融機関名 埼玉りそな 銀行・信用金庫・農協

いずれかに○をしてください。賃貸の場合は、月額家賃を記載してください。住宅ローンを家賃とすることはできません。

支店名 志木 支店

預金種目 普通・当座

口座番号 1 2 3 4 5 6 7

フリガナ シキ イチロウ

氏 名 志木 一郎

志木 一郎

《裏面あり》必ず記載してください。

【教育委員会確認欄】

- 申請者の個人番号（マイナンバー）確認のための書類（マイナンバーカード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し）
- 申請者の本人確認のための書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード等）

承 諾 書

就学援助費認定審査に係る調査時及び認定された場合、次の事項について承諾いたします。

- 1 審査に必要な保護者及び世帯の住民登録状況及び市民税課税状況の確認をすること。
- 2 申請書に記載された内容及び認定（不認定含む。）に関する情報を学校教育課及び学校に提供すること。
- 3 年度途中において、当初申請時の内容（住所・世帯構成等）が変更された場合、学校教育課及び学校に情報を提供すること。
- 4 住所の変更（転出入）に伴い、支給情報を他市町村へ照会又は提供すること。
- 5 支給された援助費は、援助費の目的以外に使用しないこと。
- 6 就学援助費に返還が生じ、かつ、学校から保護者への返還金（保護者が学校に支払った金額）が生じる場合は、学校から保護者へ返還する前に、就学援助費の精算を行い、学校から市へ直接返還を行うこと。

令和8年 3月10日

住 所 志木市中宗岡1-1-1

保護者氏名 志 木 一 郎

志木市教育委員会教育長 宛



特別支援教育就学奨励費のお知らせ（令和8年度用）

志木市教育委員会

小学校又は中学校の特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者の方の経済的負担を軽減するため、その世帯の収入額等に応じ、就学のために必要となる経費の一部を補助する制度です。

1 対象となる方

志木市に住所を有し、小学校又は中学校の特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の方

※ ただし、生活保護、就学援助費の受給世帯は受給対象外となります。

2 支給される主な経費

項目	支給（上限）額	支給に必要な提出書類
学用品・通学用品購入費	小学校：実費の1/2の額 上限 5,820円 中学校：実費の1/2の額 上限 11,370円	・購入物品の内容がわかる 領収書等【留意事項参照】
新入学児童生徒 学用品・通学用品購入費	小学校：実費の1/2の額 上限 28,530円 中学校：実費の1/2の額 上限 31,500円 ※1学年かつ、令和8年4月1日付認定のみ	・購入物品の内容がわかる 領収書等【留意事項参照】
学校給食費	実費の1/2	—
校外活動等参加費 （宿泊なし）	小学校：実費の1/2の額 上限 800円 中学校：実費の1/2の額 上限 1,155円	—
校外活動等参加費 （宿泊あり）	小学校：実費の1/2の額 上限 1,845円 中学校：実費の1/2の額 上限 3,105円	—
修学旅行費	小学校：実費の1/2の額 上限 10,790円 中学校：実費の1/2の額 上限 28,860円	—
オンライン学習通信費	実費の1/2の額 上限 7,000円	—

※支給額は、変更される場合があります。

※世帯全員の年間所得金額の状況により、支給対象とならない場合があります。

※学校給食費、校外活動費、修学旅行費、オンライン学習通信費については、就学する学校から教育委員会に経費状況または実施状況が提出されますので、書類の提出はありません。

【留意事項】

- 就学奨励費の対象となる学用品等は、原則として、通学や授業で使用するものに限ります。
- 保護者から提出された領収書・レシートにより支給額を算出することから、原則として、領収書等の提出がないものは、補助を受けることができません。
- 領収書等に記載されている物品名称で物品の特定ができない場合は、追記するなど購入物品を明らかにしてください。

- 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費については、令和7年10月以降に購入したのも対象としますので、領収書等は大切に保管してください。
- 領収書等の提出時期については、特別支援教育就学奨励費支弁区分決定後、就学する学校を通じて依頼します。

3 (新入学児童生徒) 学用品・通学用品購入費の対象となる主な物品

項目	対象なる経費の範囲	具 体 例
学用品・通学用品購入費	児童・生徒が通常必要とする学用品の購入費	ノート、筆記用具、練習帳、辞典類、副読本、副教材、体育用靴、ジャージ、体操着、水泳用具、実験・実習用の材料費、上履き、鍵盤ハーモニカ、リコーダー、美術用具、書道セット、裁縫セットなど
	児童・生徒が通学するため通常必要とする通学用品の購入費	通学用服(制服)、通学用靴、雨靴、雨傘、レインコート、帽子など
新入学児童生徒学用品・通学用品購入費 (1年生のみ)	新たに入学する児童・生徒が通常必要とする新入学にあたっての学用品・通学用品の購入費	ランドセル、通学用カバン、通学用服(制服)、通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子 ※上記のほか、入学準備にあたって通常必要と認められる学用品及び通学用品
対象とならないもの		家庭学習用の教材、給食用品、ハンカチ、靴下、手袋、リュックサック、記念写真代、修学旅行用バッグなど ※教育課程以外でも利用される用品

上記の物品を購入した場合は、必ず、購入日、物品名、購入金額が記載された領収書等を保管しておいてください。

※ 特別支援就学奨励費の支給手続きの際に必要となります。

すでに特別支援学級への通学を予定されている方も、就学援助の申請は可能です。ご希望の方は、申請書の提出をお願いいたします。

◆ 問い合わせ先

住所：〒353-8501 志木市中宗岡 1-1-1

電話：456-5366 (直通)

志木市教育委員会教育政策部 学校教育課

令和8年1月23日

新入生保護者 様

志木市立志木中学校
校長 阿部 剛

新入生体験入学について（ご案内）

本校に入学を予定しているお子様を対象に、体験入学を下記のとおり実施いたします。

つきましては、お子様の出席についてお願い申し上げます。

記

- 1 日 時 令和8年3月25日（水）
- 2 場 所 志木市立志木中学校 体育館（受付：体育館入口）
- 3 日 程
受 付 午後1時00分～1時15分
※午後1時00分以前には、来校しないでください。
全体会 午後1時15分～1時50分
諸連絡 午後2時00分～2時15分
- 4 内 容 入学式の説明、書類の配布等
- 5 持ち物 筆記用具、配布書類を入れる袋、上履き(小学校で使用していたもの)、履き物入れ(ビニール袋など)
- 6 その他
(1) 服装は自由です。
(2) 欠席の場合は、事前に電話にて連絡してください。

志木市立志木中学校 教頭 清水 智之 電話 048-471-0143
--

令和8年1月23日

新入生保護者 様

志木市立志木中学校
校長 阿部 剛

令和8年度 第80回入学式について（ご案内）

向春の候、貴台におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
さて、令和8年度 第80回入学式を、下記のとおり挙行いたしますので、ご案内申し上げます。

記

- 1 日 時 令和8年4月8日（水）
受 付 午後1時20分～
開 式 午後2時00分
- 2 式 場 志木市立志木中学校 体育館（受付：校庭）
- 3 参加者 席数の都合上、**各ご家庭保護者2名までの参加**といたします。
（小さなお子様をお連れの場合も2席までとさせていただきます。）
- 4 来場等
 - ・お車・バイクでの来校はご遠慮ください。自転車で来校の際は、校舎裏門側の駐輪場をご利用ください。
 - ・上履き（スリッパ等）、靴入れをご持参ください。
- 5 その他
 - ・新入生は午後1時00分～1時20分の間に登校し、生徒昇降口で**各自の学級を確認した後、各教室で待機**してください。
 - ・式終了後、生徒は30分程度教室で学級開きを行います。
 - ・開催予定等に変更が生じる場合は、本校ホームページに掲載いたしますのでご承知おきください。

【志木中学校ホームページ URL】 <https://www.shikichu.ed.jp/>

志木市立志木中学校 教頭 清水 智之 電話 048-471-0143
--

P T Aについて

令和7年度P T A会長 野浦 康亘
志木市立志木中学校長 阿部 剛

昨年12月にP T A臨時総会にてP T A休会に係る議決（オンラインによる決議）を採ったところ、P T A会員の過半数以上の賛同が得られたため、令和8年度から休会が決定いたしました。

何卒ご理解の程、よろしくお願いいたします。

保護者 様

志木市立志木中学校
校長 阿部 剛

志木市立志木中学校における ICT に関する個人情報の取扱いについて

日頃から本校の教育活動にご理解、ご支援をいただいておりますことに感謝申し上げます。さて、標記について、本校では ICT を活用した各教育活動や保護者や地域への情報発信に伴う個人情報について、下記のとおり適切に取扱いをしております。

つきましては、本校の方針について、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、生徒や家庭のご事情により、承諾できない内容がございます場合はお手数ですが、学校までご連絡をいただきますよう、併せてお願い申し上げます。

記

1 内容及び対応等

活動等	内 容	取扱い等
入学時作成書類 健康に関わる書類	生徒及び保護者氏名、生年月日、住所、 連絡先、健康状況等	紙媒体：施錠された場所で保管 データ：アクセス制御及びパスワード
学習に関する記録	生徒の所属、学習の記録	紙媒体：施錠された場所で保管 データ：アクセス制御及びパスワード
1人1台端末活用 ★学習者用端末利用規程参照	生徒氏名及び所属、各 ID 情報 (ID は保守管理者や各サービス提供事業者と共有しています) ★配付された書類がある場合は他人の目に入らないよう に保管ください。	データ：アクセス制御及びパスワード設定 転学又は卒業時に端末の初期化、各アカウントも一定期間後、削除
さくら連絡網	生徒名及び保護者等の登録者氏名 ★メールアドレスの取得はありません。 ★配付された書類がある場合は他人の目に入らないよう に保管ください。	ID 発行によるアクセス制御及びパスワード 年次更新で卒業生のアカウント削除
授業等オンライン配信	生徒氏名、参加者氏名、映像 ★限定公開です。 ★利用者の禁止事項・録画行為、インターネットへの 公開、URL の公開・他者への伝達	映像に映り込むことに問題がある場合は、 あらかじめご連絡、ご相談ください。
ホームページ	生徒の姿、学習の様子	個人が特定されないようなデータを活用 各種たよりの生徒等の氏名は表示なし

※各情報について、活動の目的以外に使用することはなく、適切な時期に廃棄します。

2 問い合わせ先

内容に関して御不明な点がございましたら、以下へ御連絡ください。

志木中学校 教頭 清水 智之 電話：048—471—0143